直接賠償において、平成23年5月に避難先で避難前と同等の住居を確保し、 生活の基盤を避難先に移していることから避難は終了しているとして同月以降 の避難慰謝料の支払いを拒否された家族3名(警戒区域から避難)について、東 京電力による避難終了認定は容認できないとして避難慰謝料の賠償を認めた事 例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1、同X2、及び同X3(以下、総称して「申立人ら」という)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、後掲の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、 金619万5267円の支払義務のあることを認める。

3 仮払補償金

申立人らは、被申立人より、前項の金員のうち、仮払補償金として、合計で 105万円の支払いを受けていることを認める。

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(当該期間に限りその遅延損害金を含む、また精神的損害は除く)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成25年2月22日

(仲介委員 玉越浩美)

①申立人X1分

損害項目	細目	和解額	対象期間	
避難費用	避難交通費	58,000		
	宿泊費	45,000		
	家財移動費	20,000	平成23年3月11日·	
	家財購入費		平成24年11月末日	
	一時立入費用	20,000		
	小計	895,267		
精神的損害	避難慰謝料	2,120,000		
損害合計		3,015,267		

②申立人X2分

損害項目	細目	和解案	対象期間				
避難費用	交通費	30,000					
	家財移動費用	20,000	平成23年3月11日~				
	一時立入費用		平成24年11月末日				
	小計	60,000					
精神的損害	避難慰謝料	2,120,000					
損害合計		2,180,000					

③申立人X3分

損害項目	細	目	和	解	案	対象期間
精神的損害	避難愿	过謝料	1	,000	0,000	平成24年2月27日~
損害	官合計		1	,000	0,000	平成24年11月末日

3名合計金額	6,195,267
--------	-----------